

住宅性能表示制度における防犯に関する事項の追加について

1 背景

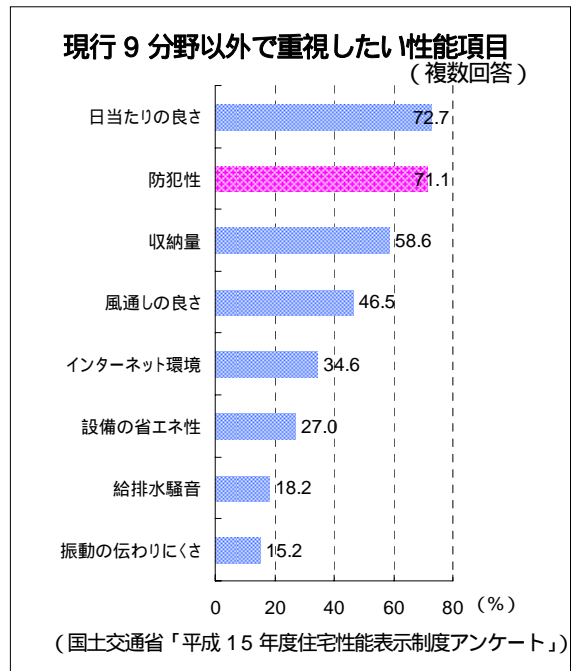
(1) 防犯性の向上に対する消費者意識の高まり

- ・住宅への侵入盗犯罪が増加

住宅侵入盗の認知件数は、平成 15 年まで 6 年連続で増加。

- ・性能表示事項としての高い消費者ニーズ

住宅性能表示制度の利用者アンケートで、現行の表示項目以外で重視したい性能項目として、「日当たりの良さ」に次いで第 2 位。



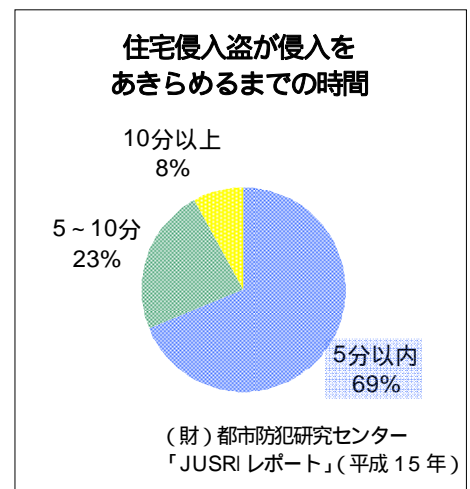
(2) これまでに講じた施策

- ・「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」
(平成 13 年 3 月、国土交通省)

「共同住宅に係る防犯上の留意事項」(平成 12 年 2 月、警察庁)をもとに策定。防犯に配慮した企画・計画・設計の基本原則を示す。

- ・「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」(平成 14 年 10 月より、国土交通省・警察庁・民間団体他)

実際の侵入犯罪手口に対して 5 分間の抵抗性能を有することを目標に、建物部品の防犯性能試験を実施し、試験合格品を目録に掲載・公表。防犯建物部品の普及を推進。

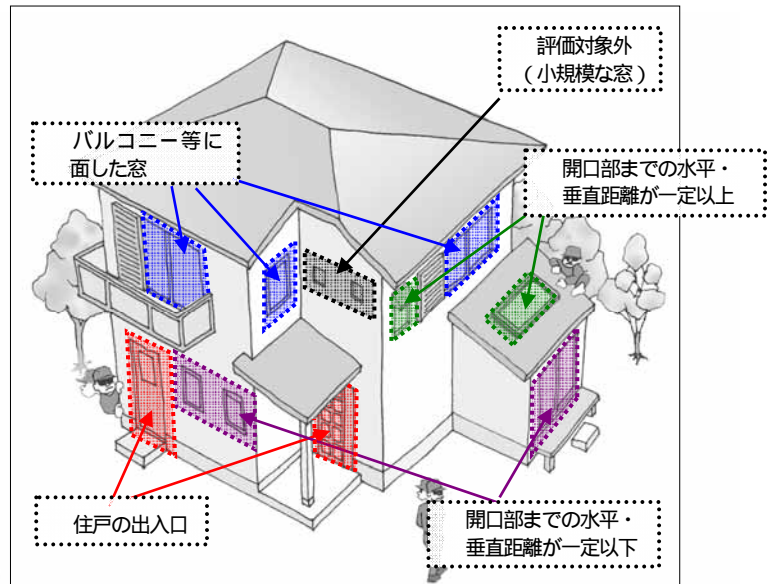


(3) 都市再生プロジェクト等における位置付け

- ・ 平成 17 年 6 月 28 日には、都市再生プロジェクト（第 9 次決定）「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」（都市再生本部決定）及び「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」（犯罪対策閣僚会議決定）において、住宅の防犯性能の評価・表示が位置付けられたところ。

2 「開口部の侵入防止対策」の考え方

- ・ 住宅の開口部を、外部からの接近のしやすさに応じてグループ化。
- ・ 各グループごとに、それに属するすべての開口部について、防犯建物部品を使用しているか否かを表示。
- ・ 防犯建物部品については、官民合同会議の目録掲載品は、これに該当するものとする（侵入抵抗時間 5 分未満の製品を除く）
- ・ どの範囲の開口部までを防犯建物部品で対応するかは、個々の敷地の状況等を勘案して、施主の判断に委ねる。



3 適用開始時期等

- ・ 制度利用者や評価員等に対する周知期間を考慮し、平成 18 年 4 月 1 日以降に住宅性能評価の申請が行われる住宅に適用。
- ・ 今後、現在は評価方法が未整備である項目についても、知見が蓄積されれば、順次、評価事項の拡大等を検討。